

2018年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

株 式 会 社 ア ド ウ ェ イ ズ

代表取締役社長 岡 村 陽 久

第18期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

当日ご出席願えない場合は、次ページに記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月27日（水曜日）午後1時（受付開始：午後0時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5F
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第18期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任する件

以 上

議決権行使方法のご案内

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月26日（火曜日）午後7時（当社営業時間終了時）までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を2018年6月26日（火曜日）午後7時（当社営業時間終了時）までにご入力ください。また、スマートフォンにより議決権を行使される場合は、同封の「『スマート行使』の使い方」をご参照ください。

詳細につきましては、41ページに記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照ください。

その他株主総会招集に関する事項

- (1) 当社は法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項を当社のウェブサイト (<https://www.adways.net/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・ 事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」
- ・ 計算書類「連結注記表」
「個別注記表」

なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもの他、上記ウェブサイトに掲載の書類も含まれております。

- (2) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (3) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席（扱いとさせて）いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (4) 記載事項を修正する場合の周知方法
事業報告、計算書類、連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社のウェブサイト (<https://www.adways.net/>) において周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2017年4月1日～2018年3月31日）におけるわが国の経済は、2012年11月を底に緩やかな回復基調が続いており、戦後2番目の長さになった可能性があるとしており、堅調な雇用・所得情勢を背景に、消費も緩やかに回復していると言われております。

このような経済の下、当社グループが属するインターネット広告業界は、生活者のモバイルシフトが進み、モバイルでの運用型広告・動画広告が伸長した結果、2017年のインターネット広告市場は1兆5,094億円（前年比15.2%増）と引き続き2桁成長を続け、国内広告市場全体の前年比率が1.6%増で推移する中で順調に拡大しております。（参考：株式会社電通「2017年（平成29年）日本の広告費」）

こうした経営環境の下、当連結会計年度における当社グループは、主力のインターネット広告事業におけるスマートフォン領域において、新たな広告プラットフォームであるUNICORNを2017年5月にリリースする等、事業の拡大に注力してまいりました。

アプリ・メディア事業におきましては、「古の女神と宝石の射手」等の自社グループタイトルや士業向けのポータルサイト等のメディアの運営の売上拡大を推進してまいりました。

海外においては、拠点体制の再構築及び事業の選択と集中を行い、9の国と地域（2018年3月末日時点）にてアプリマーケティング事業を中心にスマートフォン領域で存在感を高めるため、積極的に事業展開を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループにおける連結業績は、前連結会計年度に対して、売上高及び営業利益は一部のクライアントの出稿予算額縮小や運用メニューの表記是正によるプロモーション獲得数の一時的な減少により減少いたしました。が、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。

[連結業績]

(単位：千円、端数切捨て)

	第 1 7 期	第 1 8 期	増 減 率 (%)
売 上 高	42,329,478	41,501,338	△2.0
営 業 利 益	315,693	299,346	△5.2
経 常 利 益	248,208	575,959	132.0
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△450,825	9,977	—

[セグメント別の売上高の概況]

(単位：千円、端数切捨て)

セ グ メ ン ト	第 1 7 期	第 1 8 期	増 減 率 (%)
広 告 事 業	35,690,633	34,684,098	△2.8
ア プ リ ・ メ デ ィ ア 事 業	697,098	686,643	△1.5
海 外 事 業	5,860,636	6,117,460	4.4
そ の 他	81,109	13,134	△83.8
合 計	42,329,478	41,501,338	△2.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、298,384千円であり、その主なものは、増床及びオフィス移転に伴う内装工事費等81,051千円、什器備品の購入52,635千円並びに広告事業に係るシステムの開発112,183千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

ADWAYS TECHNOLOGY VIETNAM JSCにおいて、2017年4月1日付けで、LINE VIETNAM CO.,LTDへ、ソフトウェア開発事業を譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

Brasta株式会社において、2018年1月1日付けで、株式会社ステージパスよりインフルエンサーを起用したコラボレーション事業を譲り受けました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ・2017年7月27日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付けでコパン株式会社の全株式を譲渡いたしました。また、同日開催の取締役会決議及び2017年12月21日開催の取締役会決議により、2018年2月13日付けでPT. ADWAYS INDONESIA（現 PT. INDONESIA APP MARKETING INNOVATION）の当社及び株式会社アドウェイズ・ベンチャーズが保有する全株式を譲渡いたしました。
- ・2017年9月28日開催の取締役会決議により、2018年3月22日付けでADWAYS LABS (THAILAND) CO., LTD.（現 APP MARKETING PARTNER CO., LTD.）の当社が保有する全株式を譲渡いたしました。
- ・2017年11月22日開催の取締役会決議により、2017年12月1日付けで株式会社ラビオンソーシャルの全株式を譲渡いたしました。
- ・2018年3月22日開催の取締役会決議により、2018年3月22日付けでADWAYS VIETNAM CO., LTD.（現 VIETNAM APP MARKETING CO., LTD.）の当社出資分全てを譲渡いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2015年3月期)	第 16 期 (2016年3月期)	第 17 期 (2017年3月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2018年3月期)
売 上 高 (千円)	35,890,983	39,613,864	42,329,478	41,501,338
経 常 利 益 (千円)	1,197,126	744,122	248,208	575,959
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	686,504	145,658	△450,825	9,977
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	16円81銭	3円51銭	△11円11銭	26銭
総 資 産 (千円)	19,806,604	19,950,802	18,316,780	17,921,916
純 資 産 (千円)	13,090,790	12,489,728	11,051,530	11,022,904
1株当たり純資産額 (円)	310円44銭	302円18銭	281円92銭	281円5銭

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
愛徳威軟件開發（上海）有限公司	1,000千USD	100	スマートフォンアプリの開発等のアプリ事業、データ事業及びその他の事業
愛徳威広告（上海）有限公司	1,000千USD	100	インターネット及びモバイルでの広告事業
JS ADWAYS MEDIA INC.	1,880千TWD	66※	スマートフォン向け広告事業
ADWAYS KOREA, INC.	1,900,000千KRW	100	スマートフォン向け広告事業
ADWAYS INNOVATIONS INDIA PVT. LTD.	195,000千INR	991※	スマートフォン向け広告事業及びポイントサイト運営事業

(注) 1. 連結対象の子会社は上記の重要な子会社に記載の5社を含む24社であります。

2. 当事業年度末において特定完全子会社はありません。

3. ※印の議決権比率は、間接所有によるものです。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるインターネット広告市場は市場全体が引き続き拡大する一方、スマートフォンビジネスのサービスの多様化や新しいテクノロジーの発生が見られております。また、全世界においては、インターネット及びスマートフォンの普及が今後さらに拡大していくと予想されます。

このような環境の下、当社グループは、広告事業においては、スマートフォン向け広告サービスの取引拡大を目指すとともに、当社グループの主力クライアントであるゲーム開発会社のみならず、それ以外の業種のクライアントの獲得等による事業の拡大を図っております。海外事業においては、アジア地域を中心にスマートフォン向けサービスを充実させ、海外におけるクライアントのニーズに応えていくことで当社グループの広告ネットワークの拡大を図ってまいります。

今後の収益拡大のためには、広告事業のさらなるサービス領域の拡大と既存商品の深耕、新規サービスによるサービスの総合力の底上げと品質の向上、海外における事業の拡大が重要な課題と認識しております。また、現在のビジネス規模の拡大を進めていくためには、当然の課題として、経営体制をより強固にしていくことも重要な課題と認識しております。

① 広告事業の拡大

従来の携帯電話端末向け広告の市場は縮小傾向にあるため、スマートフォン向け広告とPC向け広告の事業規模の拡大が必要不可欠であると認識しております。当社グループは、クライアントと提携メディアのニーズを的確に把握し、両者をつなぐアフィリエイトサービスプロバイダー（ASP）としての地位を確固たるものへと築きつつ、他社との戦略的提携により広告ネットワークの拡充を行う等、事業規模の拡大を図ってまいります。そのためには、優秀な人材の確保や利便性が高いソフトウェアの開発等による差別化及び意思決定の迅速化を行うとともに、海外における事業の拡大を図ってまいります。

② 経営体制のさらなる強化

スマートフォンの普及は、ユーザーの携帯電話からのインターネットの利用形態に大きな変化をもたらしており、そのプラットフォーム上で事業を行う企業は、従来のPC・携帯電話の垣根がない市場への対応を迫られております。また国際間でのプラットフォームの共有化は、海外企業の日本市場への参入を容易にしております。

当社グループは、今まで培ってきたPC・携帯電話双方の経験とスキルを生かし、比較的短期間でスマートフォンのビジネスを拡大できたと認識しております。また、国内の市場だけでなく成長著しいアジア市場や北米市場にいち早く進出し、各国で事業の足場を築きました。

今後は、世界に通用するようなサービスを提供し、有力な競合企業との差別化を行い、各拠点で安定した事業展開を進めていく段階だと認識しております。そのためには各国のニーズを的確に察知し、迅速な意思決定と統制のとれた体制の構築を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

当社の主たる事業は、「広告事業」と、「アプリ・メディア事業」及び「海外事業」の3つの事業単位を基礎としており、各事業が提供するサービスについて、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「広告事業」は、スマートフォンやその他の携帯電話、PC向けのアフィリエイト広告サービスを中心としたインターネット広告を総合的に提供しており、「アプリ・メディア事業」は、スマートフォンアプリやWEBメディアの企画・開発・運営事業等、「海外事業」は、海外における総合的なインターネットマーケティングサービス及び海外を主たるマーケットとして想定しているプロダクトの開発や運営、並びにサービスの提供を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2018年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
当 社	東 京 都 新 宿 区

② 主要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
愛徳威軟件開発（上海）有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
愛徳威広告（上海）有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
J S A D W A Y S M E D I A I N C .	中 華 民 国 （ 台 湾 ） 台 北 市
A D W A Y S K O R E A , I N C .	大 韓 民 国 ソ ウ ル 市
ADWAYS INNOVATIONS INDIA PVT.LTD.	イ ン ド 共 和 国 グ ル ガ ー オ ン

(7) 使用人の状況（2018年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
広告事業	282（41）名	18名増
アプリ・メディア事業	34（1）名	7名減
海外事業	223（74）名	44名減
本社部門（共通）	229（25）名	12名増
その他	74（52）名	7名増
合計	842（193）名	14名減

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・人材派遣会社からの派遣社員を含みます）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者は除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
3. 本社部門（共通）として、記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門及びシステム部門に所属しているものであります。
4. 株式会社アドウェイズ・フロンティアにおいて、広告運用サポート業務に注力するために従業員を採用した事等により「広告事業」の使用人数が18名、2017年新卒社員入社等により「本社部門（共通）」の使用人数が12名増加しております。海外子会社の組織体制及び連携の見直しによる業務効率化等により「海外事業」の使用人数が44名減少しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
509（69）名	13名増	31歳8ヶ月	3年7ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・人材派遣会社からの派遣社員を含みます）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 使用人数は、当社から他社への出向者は除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2018年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ・ ADWAYS INNOVATIONS INDIA PVT. LTD. において、2018年4月1日付けで、ADWAYS VC INDIA PVT. LTD. へAndroidアプリ「Pocket Money」事業を譲渡いたしました。
- ・ 2018年3月22日開催の取締役会及び2018年3月30日開催の取締役会決議により、2018年4月3日付けでADWAYS TECHNOLOGY LTD. の当社が保有する株式167,500株（発行済株式総数の67.0%）を譲渡いたしました。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（2018年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 153,150,000株

② 発行済株式の総数 41,588,500株（自己株式2,837,800株を含む）

（注）1. スtock・オプションの行使により、発行済株式の総数は5,000株増加しております。

2. 単元未満株式の買取りにより、自己株式は100株増加しております。

③ 株主数 26,136名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
岡村 陽久	8,149,300株	21.03%
伊藤忠商事株式会社	4,000,600株	10.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,198,300株	3.09%
松井証券株式会社	283,800株	0.73%
株式会社SBI証券	238,400株	0.62%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	218,343株	0.56%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	216,700株	0.56%
大和証券株式会社	194,300株	0.50%
日本証券金融株式会社	183,300株	0.47%
カブドットコム証券株式会社	181,700株	0.47%

（注）1. 当社は、自己株式を2,837,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2018年3月31日現在）

2013年1月31日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数
78個（新株予約権1個につき500株）
- ・ 新株予約権の目的である株式数
39,000株
- ・ 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 98,000円 （1株当たり 196円）
- ・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本金及び資本準備金に関する事項
 - a. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - b. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a. 記載の資本金等増加限度額から上記a. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
2015年2月19日から2023年1月31日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 - a. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - b. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。
 - c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- d. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、1個未満の行使はできないものとする。
- e. 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役は除く)	78個	39,000株	1人
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 2013年10月1日付けで行った1株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2018年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	岡 村 陽 久	愛徳威軟件開発（上海）有限公司 董事
取 締 役	西 岡 明 彦	国内事業担当
取 締 役	野 田 順 義	グローバル事業担当 愛徳威広告（上海）有限公司 董事 JS ADWAYS MEDIA INC. 取締役 ADWAYS KOREA, INC. 取締役 ADWAYS INNOVATIONS INDIA PVT. LTD. 取締役
取 締 役	山 田 翔	新規領域担当
取 締 役	金 子 み どり	Xenoglossy株式会社 代表取締役 米国ペンシルベニア州立テンプル大学ジャパン キャンパス 理事会会長
常 勤 監 査 役	横 山 寛 美	Cydsa株式会社 顧問
監 査 役	鈴 木 邦 明	公認会計士鈴木邦明事務所 所長 株式会社イーサーブ 代表取締役 公認会計士
監 査 役	彦 坂 浩 一	中島・彦坂・久保内法律事務所 株式会社大氣社 社外取締役 弁護士
監 査 役	鵜 川 正 樹	鵜川公認会計士事務所 所長 監査法人ナカチ 社員 株式会社キャピタル・アセット・プランニング 監査役 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究 科 特任教授 公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役金子みどり氏は、社外取締役であります。
当社は、取締役金子みどり氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
なお、金子みどり氏は、担当及び重要な兼職の状況に記載の通りの兼職をしておりますが、各社と当社との間に取引関係はありません。
2. 監査役横山寛美氏及び監査役鵜川正樹氏は、社外監査役であります。
当社は、監査役横山寛美氏及び監査役鵜川正樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
なお、監査役横山寛美氏及び監査役鵜川正樹氏は、担当及び重要な兼職の状況に記載の通りの兼職をしておりますが、各社と当社との間に取引関係はありません。
3. 監査役横山寛美氏は株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）及びパークレイズ信託銀行株式会社（現 ブラックロック・ジャパン株式会社）において金融業務及び融資先信用分析に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役鈴木邦明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役鵜川正樹氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 事業年度中に辞任又は退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位
三 木 雄 信	2017年6月23日	任 期 満 了	取 締 役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が社外取締役又は監査役に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうち最も高い額の2倍の額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	102,767千円 (6,030千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	22,695千円 (14,295千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (4名)	125,462千円 (20,325千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2010年6月26日開催の第10期定時株主総会において月額40,000千円以内(うち社外取締役分5,000千円以内)(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。また、別枠で2009年6月27日開催の第9期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額450,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2010年6月26日開催の第10期定時株主総会において月額10,000千円以内と決議いただいております。また、別枠で2009年6月27日開催の第9期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記には、2017年6月23日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (全15回開催)			監査役会 (全13回開催)		
	就任期間中の 開催回数	出席回数	出席率	就任期間中の 開催回数	出席回数	出席率
取締役 三木雄信	3回	3回	100%	—	—	—
取締役 金子みどり	12回	12回	100%	—	—	—
監査役 横山寛美	15回	15回	100%	13回	13回	100%
監査役 鵜川正樹	15回	15回	100%	13回	13回	100%

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が8回ありました。

・取締役会等における発言状況

取締役三木雄信氏は、2017年6月23日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任されており、就任期間中に開催された取締役会には全て出席しております。

取締役金子みどり氏は、2017年6月23日開催の第17期定時株主総会において選任されており、就任期間中に開催された取締役会には全て出席しております。

取締役会において、取締役三木雄信氏はその経歴を通じて培われた経営戦略等の多角的な視点から、取締役金子みどり氏はその経歴を通じて培われたグローバルな環境での広告分野への知見及びグローバル企業における経営経験から、取締役会の意思決定の適正を確保するための意見・助言を適宜行っております。また、常勤監査役横山寛美氏はエコノミストとしての見識から経営の健全性を踏まえた意見等の発言を行っており、監査役鵜川正樹氏は官公庁並びに金融機関での実務経験及び公認会計士としての見識から財務の健全性のチェック等を適宜行っております。

監査役会においては、監査役会で定めた役割に則して、常勤監査役横山寛美氏は経営全般にわたり、監査役鵜川正樹氏は財務・経理面を中心にそれぞれ、取締役の職務執行に係る事項等について幅広く発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、前事業年度の監査計画と実績の比較を行い、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査計画の内容、監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうち最も高い額の2倍の額としております。

連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,215,693	流 動 負 債	6,731,420
現金及び預金	9,491,272	支払手形及び買掛金	5,204,945
受取手形及び売掛金	5,543,958	未 払 金	546,306
商 品	170	未 払 法 人 税 等	34,548
貯 蔵 品	4,730	預 り 金	138,582
前 渡 金	125,743	未 払 費 用	20,085
前 払 費 用	118,787	前 受 金	668,398
繰延税金資産	20,108	そ の 他	118,552
そ の 他	206,502	固 定 負 債	167,591
貸倒引当金	△295,581	資産除去債務	115,006
固 定 資 産	2,706,222	繰延税金負債	46,305
有形固定資産	299,630	そ の 他	6,279
建 物	349,104	負 債 合 計	6,899,012
工具、器具及び備品	436,303	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△485,777	株 主 資 本	10,169,835
無 形 固 定 資 産	337,831	資 本 金	1,605,955
の れ ん	101,859	資 本 剰 余 金	7,280,768
商 標 権	529	利 益 剰 余 金	2,689,686
ソフトウェア	136,598	自 己 株 式	△1,406,575
ソフトウェア仮勘定	98,844	その他の包括利益累計額	720,863
投資その他の資産	2,068,760	その他有価証券評価差額金	339,466
投資有価証券	1,564,533	為替換算調整勘定	381,396
関係会社出資金	88,419	新 株 予 約 権	5,034
長期貸付金	17,712	非 支 配 株 主 持 分	127,171
そ の 他	572,940	純 資 産 合 計	11,022,904
貸倒引当金	△174,845	資 産 合 計	17,921,916
資 産 合 計	17,921,916	負 債 純 資 産 合 計	17,921,916

連 結 損 益 計 算 書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		41,501,338
売 上 原 価		34,327,898
売 上 総 利 益		7,173,440
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,874,093
営 業 利 益		299,346
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	149,955	
補 助 金 収 入	1,580	
為 替 差 益	6,579	
投 資 有 価 証 券 評 価 益	186,611	
そ の 他	28,106	372,832
営 業 外 費 用		
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	25,888	
そ の 他	70,331	96,219
経 常 利 益		575,959
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19,480	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	32,202	51,683
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23,978	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	19,601	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	50,424	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	265,017	
減 損 損 失	65,819	424,841
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		202,801
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	156,054	
法 人 税 等 調 整 額	30,926	186,980
当 期 純 利 益		15,820
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 益		5,843
当 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 益		9,977

連結株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,605,258	7,294,951	2,771,058	△1,406,527	10,264,742
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△91,052		△91,052
新株の発行(新株予約権の行使)	696	696			1,393
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			9,977		9,977
自 己 株 式 の 取 得				△47	△47
連 結 子 会 社 の 清 算			△297		△297
非支配株主との取引に係る 親 会 社 持 分 の 変 動		△14,880			△14,880
株主資本以外の項目の連結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	696	△14,183	△81,372	△47	△94,906
当 期 末 残 高	1,605,955	7,280,768	2,689,686	△1,406,575	10,169,835

	そ の 他 の 包 括 額			新株予約権	非 支 配 株 主 分	純資産合計
	そ の 利 益 其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	320,418	337,885	658,304	5,447	123,035	11,051,530
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△91,052
新株の発行(新株予約権の行使)						1,393
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						9,977
自 己 株 式 の 取 得						△47
連 結 子 会 社 の 清 算						△297
非支配株主との取引に係る 親 会 社 持 分 の 変 動						△14,880
株主資本以外の項目の連結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	19,047	43,511	62,558	△413	4,135	66,280
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	19,047	43,511	62,558	△413	4,135	△28,626
当 期 末 残 高	339,466	381,396	720,863	5,034	127,171	11,022,904

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,939,521	流 動 負 債	5,216,115
現金及び預金	7,056,920	買 掛 金	4,533,074
売 掛 金	4,492,322	未 払 金	405,550
貯 蔵 品	4,721	未 払 消 費 税 等	68,107
前 渡 金	25,070	前 受 金	69,585
前 払 費 用	66,775	預 り 金	115,734
未 収 収 益	4,163	未 払 費 用	9,573
繰延税金資産	20,108	そ の 他	14,489
そ の 他	275,181	固 定 負 債	152,298
貸倒引当金	△5,743	資 産 除 去 債 務	101,495
固 定 資 産	3,632,877	繰延税金負債	46,305
有形固定資産	186,519	そ の 他	4,497
建 物	120,162	負 債 合 計	5,368,414
工具、器具及び備品	66,357	純 資 産 の 部	
無形固定資産	223,876	株 主 資 本	9,859,484
ソフトウェア	129,267	資 本 金	1,605,955
ソフトウェア仮勘定	94,078	資 本 剰 余 金	7,400,562
商 標 権	529	資 本 準 備 金	595,955
投資その他の資産	3,222,481	その他資本剰余金	6,804,606
投資有価証券	1,434,460	利 益 剰 余 金	2,259,541
関係会社株式	810,127	その他利益剰余金	2,259,541
関係会社出資金	704,226	繰越利益剰余金	2,259,541
長期貸付金	17,712	自 己 株 式	△1,406,575
そ の 他	376,466	評価・換算差額等	339,466
貸倒引当金	△120,511	その他有価証券評価差額金	339,466
資 産 合 計	15,572,399	新 株 予 約 権	5,034
		純 資 産 合 計	10,203,984
		負 債 純 資 産 合 計	15,572,399

損 益 計 算 書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		35,648,888
売 上 原 価		30,830,070
売 上 総 利 益		4,818,818
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,269,742
営 業 利 益		549,075
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	110,725	
為 替 差 益	20,781	
投 資 有 価 証 券 評 価 益	186,611	
そ の 他	10,985	329,103
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	19,783	
そ の 他	5,032	24,816
経 常 利 益		853,362
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19,480	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	0	19,480
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	65	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	22,555	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	442,349	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	265,017	729,987
税 引 前 当 期 純 利 益		142,855
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	63,035	
法 人 税 等 調 整 額	30,887	93,922
当 期 純 利 益		48,933

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から)
(2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	1,605,258	595,258	6,804,606	7,399,865	2,301,660	2,301,660	△1,406,527	9,900,257
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当					△91,052	△91,052		△91,052
新株の発行(新株予約権の行使)	696	696		696				1,393
当 期 純 利 益					48,933	48,933		48,933
自 己 株 式 の 取 得							△47	△47
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	696	696	—	696	△42,119	△42,119	△47	△40,773
当 期 末 残 高	1,605,955	595,955	6,804,606	7,400,562	2,259,541	2,259,541	△1,406,575	9,859,484

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	320,418	320,418	5,447	10,226,124
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△91,052
新株の発行(新株予約権の行使)				1,393
当 期 純 利 益				48,933
自 己 株 式 の 取 得				△47
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19,047	19,047	△413	18,634
事業年度中の変動額合計	19,047	19,047	△413	△22,139
当 期 末 残 高	339,466	339,466	5,034	10,203,984

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

株式会社アドウェイズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 八 鍬 賢 也 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドウェイズの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドウェイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

株式会社アドウェイズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 八 鍬 賢 也 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドウェイズの2017年4月1日から2018年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査の計画等を定め、毎月定例監査役会及び必要に応じ臨時監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査の計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月21日

株式会社アドウェイズ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	横	山	寛	美	⑩
監査役	鈴	木	邦	明	⑩
監査役	彦	坂	浩	一	⑩
監査役（社外監査役）	鵜	川	正	樹	⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び株主の皆様への継続的な利益還元、並びに今後の企業価値向上を目的とする事業展開のための内部留保等を勘案した結果、当社の配当方針に従い、以下の通りといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円35銭といたします。

なお、この場合の配当総額は91,064,293円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月28日といたします。

※当社の配当方針

当社の第16期から第18期の配当方針は、第1期を除く当社事業年度を基準とした配当性向(当期は第18期であるため、親会社株主に帰属する当期純利益の17%)より算出される1株当たりの金額と、第15期(2015年3月期)の普通配当と同額である1株当たり配当金2円35銭を比較し、高い方を目処としております。

§ ご参考 §

次期以降の3ヶ年(第19期～第21期)につきましては、下記の通り当社事業年度(第1期を除く)を基準とした配当性向もしくは1株当たり配当金2円40銭を基準に每期10銭を増配した1株当たり配当金のどちらか高い方を目途とし、毎期の定時株主総会決議によりご承認いただきます。

注) ただし、大きな業績変動や大規模なM&A等の経営環境等の変化によって、次期以降の3ヶ年(第19期～第21期)の配当方針を変更する可能性があることにご留意ください。

【次期以降の3ヶ年(第19期～第21期)の配当方針】

決算期	第19期 (2019年3月期)	第20期 (2020年3月期)	第21期 (2021年3月期)
配当方針	配当性向18% もしくは 1株当たり2円40銭の 高い方	配当性向19% もしくは 1株当たり2円50銭の 高い方	配当性向20% もしくは 1株当たり2円60銭の 高い方

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業領域の拡大及び多様化に対応するため、事業目的の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (省略)	第1条 (現行の通り)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～32. (省略)	1. ～32. (現行の通り)
(新設)	<u>33. ブロックチェーン技術等を利用した業務</u>
(新設)	<u>34. 仮想通貨関連業務</u>
(新設)	<u>35. 資金決済に関する法律に基づく仮想通貨交換業</u>
33. 前各号に付帯する一切の事業	36. 前各号に付帯する一切の事業
第3条～第47条 (省略)	第3条～第47条 (現行の通り)

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役西岡明彦氏、野田順義氏及び山田翔氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役金子みどり氏は本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。また、経営体制の強化のため、新たに取締役を1名増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	にし おか あき ひこ 西 岡 明 彦 (1977年8月25日生) ※再任	2003年4月 当社入社 2006年4月 当社ファイナンス&アドミニストレーショングループ グループマネージャー 2008年4月 当社ビジネスデベロップメントグループ モバイル担当グループマネージャー 2008年8月 トイビー・エンタテインメント株式会社(株式会社アドウェイズ・エンタテインメントに商号変更後、株式会社エムアップAEに商号変更し、2013年5月1日付けで株式会社エムアップに吸収合併) 取締役 2008年10月 当社モバイル担当執行役員 2009年4月 株式会社アドウェイズ・プラネット(現株式会社おくりバント) 代表取締役 2010年6月 当社取締役 モバイルグループ担当 2011年2月 株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ 代表取締役(現任) 2011年3月 当社取締役 ビジネスデベロップメントグループ担当 2011年6月 ADWAYS TECHNOLOGY VIETNAM JSC. 取締役 2012年10月 当社取締役 国内事業担当(現任) 2015年2月 ADWAYS PHILIPPINES INC. 取締役(現任) 2018年1月 Brasta株式会社 取締役(現任) ADWAYS TECHNOLOGY VIETNAM JSC. 代表取締役(現任)	21,500株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	の だ のぶ よし 野 田 順 義 (1978年5月10日生) ※再任	2009年3月 当社入社 2011年6月 当社スマートフォン担当執行役員 株式会社アドウェイズ・プラネット(現 株式会社おくりバント) 取締役 2011年9月 株式会社ラビオンソーシャル 取締役 2011年10月 当社ビジネスデベロップメントグルー プ担当執行役員 2012年1月 当社広告事業兼海外事業グループ北米 担当執行役員 2012年4月 ADWAYS INTERACTIVE, INC. 代表取締 役 2012年9月 株式会社muamua games (現 株式会社 パシオリユース) 取締役 2012年10月 当社グローバル事業担当執行役員 ADWAYS KOREA, INC. 代表取締役 2013年5月 JS ADWAYS MEDIA INC. 取締役(現 任) 2013年6月 当社取締役 海外事業担当 2013年8月 ADWAYS INTERACTIVE, INC. 取締役 2013年9月 ADWAYS KOREA, INC. 取締役(現任) 2014年1月 愛徳威広告(上海)有限公司 董事(現 任) 2015年4月 株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ 取締役(現任) 2015年5月 ADWAYS VIETNAM CO., LTD.(現 VIETNAM APP MARKETING CO., LTD.) 取締役 2015年7月 当社取締役 グローバル事業担当(現 任) 2015年8月 ADWAYS ASIA HOLDINGS LTD. 取締役 (現任) ADWAYS HONGKONG LTD. 代表取締役 2015年12月 ADWAYS HONGKONG LTD. 取締役(現 任) 2016年3月 ADWAYS INNOVATIONS SINGAPORE PTE. LTD. 取締役(現任) 2016年8月 株式会社サムライ・アドウェイズ 取 締役(現任) PT. ADWAYS INDONESIA (現 PT INDONESIA APP MARKETING INNOVATION) 取締役 2017年1月 ADWAYS LABS(THAILAND)CO.,LTD. (現 APP MARKETING PARTNER CO.,LTD.) 取締役 2017年6月 ADWAYS INNOVATIONS INDIA PVT. 取 締役(現任) 2017年8月 ENRICHMENT MEDIA INC. 取締役(現 任) 2017年9月 ADWAYS LABS(THAILAND)CO.,LTD. (現 APP MARKETING PARTNER CO.,LTD.) 代表取締役 2018年4月 愛徳威軟件開発(上海)有限公司 董 事(現任) 2018年5月 ADWAYS INTERACTIVE, INC. 代表取締 役(現任)	2,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	やま だ しょう 山 田 翔 (1985年3月15日生) ※再任	2007年4月 当社入社 2013年6月 ライヴエイド株式会社 取締役 2013年7月 Bulbit株式会社 代表取締役(現任) 2014年4月 当社新規領域担当執行役員 2014年4月 株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ 取締役(現任) 2014年5月 株式会社アドウェイズ・ラボット(現 ラボット株式会社) 取締役(現任) 2015年7月 株式会社フィッティアー(現 株式会社 アドウェイズ・フロンティア) 代表 取締役 2016年1月 当社新規領域担当上席執行役員 2016年6月 当社取締役 新規領域担当(現任) 2016年8月 Mist Technologies株式会社 取締役 (現任)	—
4	い とう ひろ たか 伊 藤 浩 孝 (1968年12月10日生) ※新任	1994年4月 中外製薬株式会社 探索研究所 研究 員 1996年4月 Chugai Biopharmaceutical, Inc. 研 究員 1998年4月 中外製薬株式会社 探索及び創薬研究 所 研究員 2002年1月 東京大学先端科学技術研究センター 研究員 2005年4月 株式会社未来創薬研究所 研究員 2006年10月 ジーイー横河メディカルシステム株式 会社(現 GEヘルスケア・ジャパン株 式会社) 分子イメージング・マーケ ティングリーダー 2008年3月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社 マ ーケティング企画部 部長 2012年10月 GEヘルスケア・アジアパシフィック 戦略マーケティング・ディレクター 2014年10月 京都大学 医工連携大学院 特別講師 (現任) 2016年1月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社 本 社営業本部長 2017年4月 グロービス経営大学院 客員准教授 (現任) 2017年10月 テカンジャパン株式会社 代表取締役 社長(現任)	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	ひら た かず こ 平 田 和 子 (1952年3月6日生) ※新任	1994年 7 月 クラリアントジャパン株式会社 人事 部マネージャー 1999年 1 月 日本ジーイープラスチックス株式会社 (現 SABICジャパン合同会社) 人事 部 2003年 5 月 ジーイーフリートサービス株式会社 (現 SMFLキャピタル株式会社) 人 事総務部長 2006年 5 月 GEリアル・エステート株式会社 (現 SMFLキャピタル株式会社) 人事マネ ージングディレクター (アジア・太平 洋担当) 2012年 7 月 株式会社タフタッチ 代表取締役 (現 任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西岡明彦氏を取締役候補者とした理由は以下の通りです。
2003年入社以来、モバイル、スマートフォン広告など当社の主力事業を牽引してきた経験を活かし、2010年からは取締役としてモバイルグループの、2011年からは国内事業全般の事業拡大に貢献しております。今後も引き続き活躍が期待されることから取締役候補者として選任をお願いするものであります。
3. 野田順義氏を取締役候補者とした理由は以下の通りです。
2009年入社後、当社の主力事業であるモバイル、スマートフォン広告部門の拡大に貢献した後、海外事業の立ち上げに尽力し、2013年からは取締役として海外事業を牽引、主に中国市場拡大に貢献しております。今後も引き続き活躍が期待されることから取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 山田翔氏を取締役候補者とした理由は以下の通りです。
2007年入社後、スマートフォン向け広告サービス「AppDriver」など様々なプロジェクト及び新規事業を成功させ、2013年 7 月からは当社子会社Bulbit株式会社の代表取締役として、全世界対応のスマートフォン向け効果測定システム「PartyTrack」、全自動マーケティングプラットフォーム「UNICORN」を企画する等、新規ビジネスの開拓に貢献しております。今後も引き続き新たなプロダクトを開発し、当社の新規領域への貢献が期待されることから取締役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 伊藤浩孝氏、平田和子氏は社外取締役候補者であります。
6. 伊藤浩孝氏を社外取締役候補者とした理由は以下の通りです。
グローバルな環境における経営戦略策定と実行経験及び新規事業並びにジョイントベンチャー立ち上げなどの豊富な事業経験から、当社の経営の監督とチェック機能の適切な遂行が期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 平田和子氏を社外取締役候補者とした理由は以下の通りです。
グローバルな環境における組織づくり、人材の育成、利活用及び人事制度確立等の豊富な経験から、当社の経営の監督とチェック機能の適切な遂行が期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
8. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が社外取締役に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうちもっとも高い額の2倍の額としております。
9. 伊藤浩孝氏、平田和子氏が取締役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であり、両氏は「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていると判断しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役横山寛美氏、監査役鈴木邦明氏、監査役彦坂浩一氏及び監査役鶴川正樹氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	よこ やま ひろ み 横 山 寛 美 (1942年1月1日生) ※再任	1965年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入社 1985年9月 欧州長銀株式会社社長 1989年4月 長銀ロスアンジェルス支店支店長 1993年11月 バークレイズ信託銀行株式会社入社 （現 ブラックロック・ジャパン株式会社）代表取締役副社長 1995年4月 Cydsa株式会社非常勤取締役 1996年4月 バークレイズ信託銀行株式会社（現ブラックロック・ジャパン株式会社）代表取締役社長 2004年4月 Cydsa株式会社顧問（現任） 2006年4月 名古屋商科大学大学院講師 立命館アジア太平洋大学客員教授 2006年6月 当社常勤社外監査役（現任）	5,000株
2	ひこ さか ひろ かず 彦 坂 浩 一 (1960年12月2日生) 再任	1983年4月 朝日信用金庫入社 1992年4月 弁護士登録 中島法律事務所（現中島・彦坂・久保内法律事務所）入所（現職） 1999年4月 関東弁護士会連合会理事 2001年12月 内閣司法制度改革推進本部事務局参事官補佐 2004年7月 内閣司法制度改革推進本部事務局企画官 2005年4月 日本弁護士連合会常務理事 2006年6月 当社社外取締役 2010年6月 当社監査役（現任） 2014年4月 東京弁護士会副会長 2015年6月 株式会社大気社社外監査役 2017年6月 株式会社大気社社外取締役（現任）	2,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	う かわ まさ き 鵜 川 正 樹 (1954年6月27日生) ※再任	1977年4月 武蔵野市役所入所 1982年10月 監査法人中央会計事務所(現 PwCあ らた有限責任監査法人) 入所 1986年3月 公認会計士登録 1989年11月 バークレイズ信託銀行株式会社(現 ブラックロック・ジャパン株式会 社) 入社 経理部長 1991年10月 証券アナリスト協会検定会員登録 1999年3月 鵜川公認会計士事務所設立所長(現 任) 2000年7月 株式会社キャピタル・アセット・プ ランニング監査役(現任) 2007年7月 監査法人ナカチ社員(現任) 2013年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッ ション研究科特任教授 2013年6月 当社社外監査役(現任) 2018年4月 武蔵野大学経済学部会計ガバナンス 学科教授(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 横山寛美氏、鵜川正樹氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員に指定する予定であります。
3. 横山寛美氏を社外監査役候補者とした理由は以下の通りです。
横山寛美氏は、金融業界における業務経験で培われた豊富な見識から経営の監督と監査機能を期待できるため、社外監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 鵜川正樹氏を社外監査役候補者とした理由は以下の通りです。
鵜川正樹氏は、会社の経営に関与したことはございませんが、官公庁並びに金融機関での実務経験、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、経営の監督と監査機能を期待できるため、社外監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
5. 社外監査役横山寛美氏の当社の監査役における在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年を経過、社外監査役鵜川正樹氏の当社の監査役における在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年を経過いたします。
6. 彦坂浩一氏を監査役候補者とした理由は以下の通りです。
彦坂浩一氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しておられることから、法的観点からの経営の監督と監査機能を期待できるため、監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
7. 当社は、横山寛美氏、彦坂浩一氏及び鵜川正樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が各監査役に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうち最も高い額の2倍の額としております。各監査役が再任された場合、当社は各監査役と当該責任限定契約を継続いたします。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件が承認可決された場合、当社の監査役は3名（うち社外監査役2名）となりますが、監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、美澤臣一氏の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
み さわ しん いち 美 澤 臣 一 (1960年6月22日生)	1984年4月 西武建設株式会社入社 1989年4月 大和証券株式会社(現 株式会社大和証券グループ本社) 入社 1997年7月 ディー・ブレイン証券株式会社設立 代表取締役社長 1999年7月 トランス・コスモス株式会社入社 事業 企画開発本部副本部長 2000年3月 ソフトブレイン株式会社 取締役 2000年6月 トランス・コスモス株式会社 取締役 2001年4月 同社常務取締役 事業推進本部長 2002年4月 同社常務取締役 事業開発統括本部長 2002年10月 同社専務取締役 サービス開発本部長 2003年4月 有限会社MSアソシエイツ(現 コ・クリエーションパートナーズ株式会社) 設立 代表取締役(現任) 2003年6月 ダブルクリック株式会社(2010年3月30日付けでトランス・コスモス株式会社に吸収合併) 社外監査役 2004年4月 トランス・コスモス株式会社 専務取締役CFO(最高財務責任者) 2004年7月 株式会社ウェブクルー 社外監査役 2008年9月 株式会社マクロミル 社外取締役 2010年6月 株式会社ナノ・メディア 社外監査役 2011年7月 株式会社ザッパラス 社外取締役(現任) 2013年6月 ミナトエレクトロニクス株式会社(現ミナトホールディングス株式会社) 社外監査役(現任) 2014年3月 ジグソー株式会社(現 J I G - S A W 株式会社) 社外監査役 2016年3月 同社社外取締役監査等委員(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 美澤臣一氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。
 3. 美澤臣一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は以下の通りです。
 美澤臣一氏は、経営者及び役員としての豊富な経験・見識を、当社の監査機能の強化に活かしていただけると判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
 4. 当社は、各監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が各監査役に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうち最も高い額の2倍の額としております。補欠の社外監査役候補者である美澤臣一氏との間におきましても、監査役就任時に当該責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 美澤臣一氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であり、同氏は「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていると判断しております。

第6号議案 スtock・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定
を取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の通り、Stock・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社の従業員、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものいたします。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の従業員、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に割り当てるものいたします。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の数

15,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は1,500,000株を上限とし、下記(2)①により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、付与株式数は100株とする。

なお、本株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から 2 年を経過した日から 3 年間までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りでない。
- iii 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

- i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

（i）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ii）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

（iii）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (2)①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3. (2)⑧iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- v 新株予約権を行使することができる期間
上記 3. (2)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (2)③に定める行使期間の末日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 3. (2)⑤に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - viii その他新株予約権の行使の条件
上記 3. (2)④に準じて決定する。
 - ix 新株予約権の取得事由及び条件
上記 3. (2)⑦に準じて決定する。
 - x その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- ⑨ 端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
 - ⑩ 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
 - ⑪ その他、新株予約権の内容及び細目の決定は、取締役会に委任する。
- (3) 新株予約権の払込金額
新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2.

①パソコンをご利用の方

インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

②スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載されたスマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインのための「QRコード[®]」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

※QRコード[®]は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. インターネットによる議決権行使は、2018年6月26日（火曜日）午後7時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数、[またはパソコン・スマートフォンで重複して]議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできること。
2. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
3. ウェブブラウザ及びPDFビューアがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしています）。

OS	ウェブブラウザ	PDFビューア
Windows Vista®	Internet Explorer® Ver. 7～9	Adobe® Reader® Ver. 9
Windows® Ver. 7	Internet Explorer® Ver. 8～11	Adobe® Reader® Ver. 11
Windows® Ver. 8.1	Internet Explorer® Ver. 11	Adobe® Reader® Ver. 11

※Windows®、Windows Vista®、及びInternet Explorer®は、米国Microsoft Corporationの、Adobe®及びReader®は、Adobe Systems Incorporated(アドビシステムズ社)の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されております。

4. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
5. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

【パソコンの操作方法に関するお問い合わせ先について】

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ①証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
- ②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

【会社説明会のご案内】

第18期定時株主総会終了後、下記の通り「会社説明会」を開催し、当社を取り巻く環境や今後の戦略等につきまして、さらに詳細にご説明申しあげ、併せて株主の皆様より、ご質問、ご意見を賜りたいと存じます。

ご多用中とは存じますが、定時株主総会と併せ、ぜひともご出席賜りますようご案内申しあげます。

1. 日時 2018年6月27日（水曜日）
第18期定時株主総会終了後、引き続き1時間程度の予定で開催させていただきます。
2. 場所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5F
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター（株主総会会場）

以 上

株主総会会場ご案内図

【日時】 2018年6月27日（水）午後1時 （受付開始：午後0時）

【会場】 ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5F

【TEL】 03-3362-4791

※「ベルサール新宿セントラルパーク」「ベルサール西新宿」ではございませんのでご注意ください。

【交通】 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅（1番出口）」徒歩3分

※当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、上記公共交通機関のご利用をおすすめいたします。



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です!

右図を
読み取りください。



【ご注意】

※株主総会会場へは5F～13Fに停車するエレベーター『A』をご利用ください。

30Fへ直通のシャトルエレベーター、14F～21Fに停車するエレベーター『B』は会場階である5Fには停車いたしません。

※会場は「ベルサール新宿グランド ホール」ではございません。
ご注意ください。

